

誓約書

当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 自己が所有する一般住宅又は事業所に対象設備を設置すること。
- 2 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- 3 対象設備は、性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- 4 対象設備は、各種法令に順守した設備であること。
- 5 設置した対象設備を当別町外に移さないこと。
- 6 町税等の滞納をしないこと。
- 7 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- 8 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 9 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 12 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 13 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応する為、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 14 対象設備の設置完了（廃止の承認を受けたときを含む。）後は、30日以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
- 15 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象設備を処分する場合等、予め町長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 16 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- 17 発電量のうち、一般住宅は30%以上、事業所が50%以上の自家消費率で敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、町にデータ等の提供をすること。
- 18 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 19 関係法令及び条例の規定に従い、対象設備を処分すること。
- 20 10kW以上の太陽光発電設備の解体・撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 21 10kW未満の太陽光発電設備の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられている通り、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

※太陽光発電設備以外の設備を導入する場合は12、17、20、21を除く

年 月 日 署名
